

佐賀県告示第二百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十一年七月二十一日から平成二十一年八月二十日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月二十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域	
	区	間
県道 江口東尾線	三養基郡みやき町大字東尾字 一本杉七六四番一地先から 三養基郡みやき町大字東尾字 一本杉七四五番地先まで	三養基郡みやき町大字東尾字 一本杉七六四番一地先から 三養基郡みやき町大字東尾字 一本杉七四五番地先まで
	前	後
	幅員 メートル	延長 メートル
	一・四 七・二	三六・五 一〇・四
	一一・四 一一三・三	一一二・九